

## 北但行政事務組合入札参加者審査会規程

〔平成10年7月1日〕  
訓令第1号

改正 平成17年3月18日訓令第5号 平成19年4月1日訓令第4号  
平成20年3月31日訓令第4号 平成21年3月31日訓令第3号  
平成21年5月15日訓令第6号 平成23年4月1日訓令第2号  
平成23年9月20日訓令第3号 平成25年2月21日訓令第1号  
平成30年2月28日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、北但行政事務組合契約規則（平成7年北但行政事務組合規則第34号。以下「規則」という。）第3条の2第2項の規定に基づき、入札参加者審査会（以下「入札審査会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(審査事項及び審査対象設計金額)

第2条 入札審査会は、規則第3条の2第1項各号に掲げる事項を審査する。

2 規則第3条の2第1項第5号の別に定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 工事の請負契約 3,000万円
- (2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務等の委託又は役務の調達契約 1,000万円
- (3) 製造の請負又は物件の買入れ契約 500万円

(組織)

第3条 入札審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、事務局長をもって充てる。

3 委員は、次のとおりとする。

- (1) 会計管理者
- (2) 環境課長
- (3) 環境課長補佐

4 前項に掲げる者のほか、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

5 臨時委員は、委員長が命ずる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総括する。

2 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の定める委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 入札審査会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 入札審査会は、委員長が議長となり、委員の過半数が出席しなければ、会議を開く

ことができない。

3 入札審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、審議のために必要があると認めるときは、必要と認める者にその出席を求め意見を聴くことができる。

(持回り審議)

第6条 審査事項について急施を要するため、委員長において委員会を招集する暇がないと認めるときは、持回りにより審議をすることができる。

(秘密の保持)

第7条 入札審査会の会議に出席した者は、議事の経過を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 入札審査会の庶務は、環境課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、入札審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月18日訓令第5号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日訓令第4号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日訓令第4号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日訓令第3号)

この規程は、平成21年5月16日から施行する。

附 則 (平成21年5月15日訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年9月20日訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月21日訓令第1号) 抄

(施行期日)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月28日訓令第2号) 抄

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。